

第2 会計帳簿と収支報告書

1 会計帳簿

政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体のすべての収入、支出および金銭等の運用に関する事項を記載しなければなりません。（法第9条）

また、国会議員関係政治団体は全ての支出について、国会議員関係政治団体以外の政治団体は1件5万円以上の全ての支出について、領収書その他支出を証する書面を徴し、これを保存しなければならないことになっています。（法19条の9、11条）

この会計帳簿については、政治資金規正法施行規則に定めがあります。（別記第13号様式）（P25以下参照）

(注) 令和8年1月1日から、国会議員関係政治団体の代表者は、隨時又は定期に、以下の事項を確認しなければなりません。

- ・ 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。
- ・ 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係る収入及び支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

(1) 収入（法第4条第1項）

金銭、物品その他の財産上の利益の収受のことをいいます。政治資金規正法でいう「収入」の概念は、社会通念上の概念より広く、金銭、物品に限らず、また、有体物、無体物の如何を問いません。電気、ガス、水等はもちろん、債務の免除、金銭物品等の無償貸与、労務の無償提供など、これらを受ける者にとって財産的価値のある一切のものをいいます。

ア 党費又は会費（法第4条第2項）

政治団体の構成員が党則、規約等に基づいて、「金銭上の」債務の履行として負担するものといいます。（金銭以外のものにより負担するものは、ここでいう「党費又は会費」にはあたりません。）

イ 寄附（法第4条第3項）

金銭、物品その他の財産上の利益を提供されるもののうち、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のものをいいます。

なお、法人その他の団体が負担する党費又は会費については、寄附として取り扱われるため、寄附の量的制限、質的制限を受けることになりますので注意が必要です。（P61以下参照）

(2) 支出（法第4条第5項）

金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付のことをいい、上で述べた収入に対応する概念です。すなわち、単に金銭を消費したり物品を他人に与える場合のみならず、債権の放棄等によって他人に利益を与えるものは、ここにいう支出となります。

なお、支出の項目別区分については、P32【支出の分類】表を参照してください。

(注) 令和8年1月1日から、政治団体の経費の支出は、当該政治団体の役職員又は構成員に対する渡切りの方法によってはすることができます。

【会計帳簿様式】（政治資金規正法施行規則 別記第13号様式）

1 収入簿

項目	摘要	金額	年月日	備考
1 個人の負担する党費又は会費	1 何々 2 何々 合計			
2 の 1 寄附（政党匿名寄附を除く）				
(1) 個人からの寄附	1 何々 2 何々 小計			
(2) 法人その他の団体からの寄附	1 何々 2 何々 小計			
(3) 政治団体からの寄附	1 何々 2 何々 小計 合計			
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)				
(1) 個人によるもの	1 何々 2 何々 小計			
(2) 法人その他の団体によるもの	1 何々 2 何々 小計			
(3) 政治団体によるもの	1 何々 2 何々 小計 (合計)			
2 の 2 政党匿名寄附	1 何々 2 何々 合計			
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入				
(1) 機関紙誌の発行事業	1 何々 2 何々 小計			
(2) 政治資金パーティー開催事業	1 何々 2 何々			

	小計		
(政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳)	(1) 何々		
ア 個人からの対価の支払	① 何々 ② 何々 ↓		
イ 法人その他の団体からの対価の支払	① 何々 ② 何々 ↓		
ウ 政治団体からの対価の支払	① 何々 ② 何々 ↓ 計		
〔 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち 対価の支払のあっせんによるものの内訳 〕			
ア 個人によるもの	① 何々 ② 何々 ↓		
イ 法人その他の団体によるもの	① 何々 ② 何々 ↓		
ウ 政治団体によるもの	① 何々 ② 何々 ↓ (内訳の計)		
	(2) 何々 ↓ (内訳の計)		
(3) その他の事業	1 何々 2 何々 ↓ 合計		
4 借入金	1 何々 2 何々 ↓ 合計		
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	1 何々 2 何々 ↓ 合計		
6 その他の収入	1 何々 2 何々 ↓ 合計		
収入の総額			

【会計帳簿様式】（政治資金規正法施行規則 別記第13号様式）

2 支出簿

支出の目的 項目	摘要	金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
1 経常経費					
(1) 人件費	1 何々々 2 何々々 合計				
(2) 光熱水費	1 何々々 2 何々々 合計				
(3) 備品・消耗品費	1 何々々 2 何々々 合計				
(4) 事務所費	1 何々々 2 何々々 合計 総計				
2 政治活動費					
(1) 組織活動費	1 何々々 2 何々々 合計				
(2) 選挙関係費	1 何々々 2 何々々 合計				
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費					
ア 機関紙誌の発行事業費	1 何々々 2 何々々 小計				
イ 宣伝事業費	1 何々々 2 何々々 小計				
ウ 政治資金パーティー開催事業費	1 何々々 2 何々々 小計				
エ その他の事業費	1 何々々 2 何々々 小計 合計				
(4) 調査研究費	1 何々々 2 何々々				

		合計				
(5) 寄附・交付金	1 何々々					
	2 何々々					
	合計					
(6) その他の経費	1 何々々					
	2 何々々					
	合計					
	総計					
支 出 の 総 額						

3 運用簿

運用の目的		預入れ等に係る事項		払戻し等に係る事項			備考
項目	摘要	金額	年月日	金額 (a)	預入れ等に係る金額等の金額 (b)	収入金額 (a)-(b)	年月日
1 預金若しくは貯金	1 何々々 2 何々々 合計						
2 国債証券等	1 何々々 2 何々々 合計						
3 金銭信託	1 何々々 2 何々々 合計						

2 収支報告書

(1) 定期の収支報告書（法第12条）

政治団体の会計責任者は、当該政治団体のその年における全ての収入、支出及びこれらに関する事項、並びに12月31日現在で有する一定の資産の状況について、翌年3月31日までに報告書を提出しなければなりません。

なお、国会議員関係政治団体については、総務省に登録されている政治資金監査人の監査を受けた上で、翌年5月31日までに報告書を提出することとなっています。（法第19条の10）

また、国会議員関係政治団体の報告書については、オンライン（電子手続）による提出の努力義務があります。（法第19条の15）

（注）国会議員関係政治団体が令和9年1月1日以降に提出する収支報告書等は、オンラインによる提出が義務付けられます。

（収支報告書・各種届出をオンライン（電子手続）により提出するためには、「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」に登録する必要があります。

詳しい利用方法は、総務省HP「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」をご覧ください。）

(2) 解散等に伴う収支報告書（法第17条）

政治団体が解散又はその目的の変更等により、政治団体でなくなった場合に提出するもので、解散届と併せて提出しなければなりません。

(3) 提出先（法第12条）

設立届等の提出先区分と同様、広島県選挙管理委員会または広島県選挙管理委員会を経由して総務大臣へ提出します。

ただし、総務大臣へ報告書を提出する団体が、オンライン（電子手続）による報告書の提出を行う場合は、広島県選挙管理委員会の経由を要しません（法第32条の2）

(4) 収支報告書の要旨の公表（法第20条）

収支報告書が提出されると、県報（総務大臣所管の政治団体は官報）でその要旨を公表又はインターネットで報告書を公表します。

（注）令和8年1月1日から、官報又は県報による収支報告書の要旨の公表に係る規定は削除され、インターネットその他の適切な方法により収支報告書を公表することとされました。

(5) 国会議員関係政治団体に関する特例

国会議員関係政治団体は、次のような特例が適用されます。

ア 全ての支出について領収書等を徴収し、要旨公表日から3年間保存すること。（法第19条の11第2項において読み替えて適用する法第16条第1項）

イ 収支報告書に、人件費以外の経費で1件1万円超の支出について、明細（支出を受けた者の氏名・住所、支出の目的・金額・年月日）を記載するとともに、併せて、その領収書等の写しを提出すること。（法第19条の10において読み替えて適用する法第12条又は第17条）

- ウ 収支報告書を提出する際に、あらかじめ登録政治資金監査人による政治資金監査を受け、政治資金監査報告書を収支報告書に併せて提出すること。（法第19条の13、第19条の14）
登録政治資金監査人の登録状況については、総務省に設置している政治資金適正化委員会によって、官報やインターネット等で公表されます。（法第19条の24）
- エ 収支報告書の提出期限は、原則として5月末日となること。（法第19条の10において読み替えて適用する法第12条第1項）
- ※ 年の途中で国会議員関係政治団体から国会議員関係政治団体以外の政治団体に、又は、国会議員関係政治団体以外の政治団体から国会議員関係政治団体に位置づけが変わった場合においても、国会議員関係政治団体であった期間の支出については、前記アからエまでの特例の適用を受けます。

(注) 令和6年改正により追加された上記以外の内容

1 預貯金による政治資金の保管（令和8年1月1日から適用）

国会議員関係政治団体は、その有する金銭については、国債証券等又は金銭信託による運用に係るものを除き、銀行その他の金融機関への預貯金の方法により保管するものとされています。

2 翌年への繰越しの金額の確認等（令和8年分収支報告書から適用）

国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金監査を受けるまでの間に、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が、収支報告書に記載すべき年の12月31日又は解散等の日における預貯金口座の残高を確認することができる書類（残高確認書）に記載された残高の額と一致しているかどうかを確認しなければなりません。

国会議員関係政治団体の会計責任者は、翌年への繰越しの金額が預貯金口座の残高の額と一致しないことが判明したときは、政治資金監査を受けるまでの間に、その旨及びその理由を記載した書面（差額説明書）を作成しなければなりません。

3 代表者による確認書制度

（①、②は令和8年1月1日から適用、③～⑤は、令和8年分収支報告書から適用）

① 収支報告書の記載に係る会計責任者の職務の監督

国会議員関係政治団体の代表者は、収支報告書の記載に係る会計責任者の職務が政治資金規正法の規定に従って行われるよう、当該国会議員関係政治団体の会計責任者を監督しなければなりません。

② 会計帳簿等に関する随時又は定期の確認

国会議員関係政治団体の代表者は、随時又は定期に、次の事項を確認しなければなりません。

- ・ 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。
- ・ 会計帳簿には収入及び支出の状況が記載されており、かつ、会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

③ 会計責任者による報告書提出時の代表者に対する説明

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、当該国会議員関係政治団体の代表者に対し、収支報告書が政治資金規正法の規定に従って作成されていることについて、収支報告書及びこれに併せて提出すべき書面を示して説明しなければなりません。

④ 代表者による確認書の交付

国会議員関係政治団体の代表者は、②による確認の結果及び③による説明の内容並びに政治資金監査報告書に基づき、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が政治資金規正法の規定に従って収支報告書を作成していることを確認し、その旨を記載した確認書を会計責任者に交付しなければなりません。

⑤ 確認書の収支報告書への添付

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、④により交付された確認書を収支報告書に添付しなければなりません。

4 収支報告書の不記載・虚偽記入に係る収入等の国庫納付に関する公職選挙法の特例

(令和8年分収支報告書から適用)

国会議員関係政治団体の収支報告書に記載すべき収入の金額の全部若しくは一部の記載がなかった場合又は収支報告書に記載すべきでない支出の金額の記載があった場合において、当該収支報告書が公表されている間に、当該国会議員関係政治団体がそれらに相当する金額の範囲内の金銭を国庫に納付するときは、その納付による国庫への寄附については、公職選挙法第199条の2から第199条の5まで（公職の候補者等の寄附の禁止等）の規定は、適用しないこととなっています。

※ 収支報告書の記載例については、P33以降をご覧ください。

【支出の分類】

項目		内 容	具 体 例	内訳書の提出の要否		
				国会議員関係政治団体	資金管理団体(国会議員関係政治団体を除く)	左記以外の政治団体
経常経費	人件費	政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く）に関する支出	給料、報酬、扶養手当、通勤手当等の諸手当の類、健康保険料等の保険料の類	提出不要	提出不要	提出不要
	光熱水費	事務所で使用する光熱水費	電気・ガス・水道の使用料、計器使用料等	要提出	要提出	
	備品・消耗品費	事務所で使用する備品、消耗品費	机、椅子、複写機、自動車（事務所用に限る）等の備品、事務用紙、鉛筆、事務服、新聞、ガソリン等の消耗品	※領収書の写し等（A4用紙）の添付 ⇒1万円超の支出のみ必要	※領収書の写し等（A4用紙）の添付 ⇒5万円以上の支出のみ必要	
	事務所費	事務所の維持に関する経費	事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕費その他の経費			
政治活動費	組織活動費	当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く）	大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費等			
	選挙関係費	選挙に関して支出される経費	公認推薦料、陣中見舞、その他事業費			
	機関紙誌の発行その他の事業費					
	機関紙誌の発行事業費	機関紙誌の発行に要する経費	材料費、印刷費、発送費、原稿料、発行事業従事者の給与等			
	宣伝事業費	機関紙誌発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く）	遊説費、新聞・テレビ等の広告料、パンフレット・ポスター等の作成、宣伝用自動車の購入・維持費等	要提出	要提出	要提出
	政治資金パーティー開催事業費	政治資金パーティーの開催に要する経費	会場借上費、記念品代、講演諸経費等	※領収書の写し等（A4用紙）の添付 ⇒1万円超の支出のみ必要	※領収書の写し等（A4用紙）の添付 ⇒5万円以上の支出のみ必要	※領収書の写し等（A4用紙）の添付 ⇒5万円以上の支出のみ必要
	その他の事業費	上記以外の諸事業に要する経費				
	調査研究費	政治活動のために行う調査研究に要する経費	研修会費、資料費、書籍購入費等			
	寄附・交付金	政治活動に関する寄附等	賛助金、当該団体の本部又は支部に対する交付金、負担金等			
	その他の経費	その他上記以外の政治活動に要する経費 金銭以外の財産上の利益を收受した場合は、見積った金額を「他の経費」に計上する				

※要提出となっている項目も、支出がない場合は提出不要

記載例

◎この報告書は、政治団体の当該年の1月1日から12月31日(解散の場合は解散の日)までの全ての収支について、所定の事項を記入すること。

この表は必ずつけること

(令和 年分)

収 支 報 告 書

収支報告書提出日現在の届出の内容を記載すること。

(ふりがな)

こうだたろうこうえんかい

1. 政治団体の名称

甲田太郎後援会

2. 主たる事務所の所在地

広島市西区〇〇三丁目〇番〇号

3. 代表者の氏名

甲田 太郎

4. 会計責任者の氏名

丙野 三郎

→事務担当者の氏名

丁田 花子

→(電話)

〇〇〇-△△△-□□□

記載内容に不備がある場合に、直接連絡の取れる担当者氏名及び電話番号を記載すること。

※この欄は、記入しないでください。

整理番号	リスト消込	名寄せ	資産
		有 無	有 無

国会議員関係政治団体の届出をしている団体のみ記載すること。

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政党
<input type="checkbox"/>	政党の支部
<input type="checkbox"/>	政治資金団体
<input checked="" type="checkbox"/>	特定パーティー開催団体
<input type="checkbox"/>	その他の政治団体
<input type="checkbox"/>	その他の政治団体の支部

どれか1つをチェック

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/>	2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/>	同一の都道府県の区域内

どれか1つをチェック

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/>	有
<input type="checkbox"/>	公職の種類
<input type="checkbox"/>	届出者氏名
<input type="checkbox"/>	無

「有」の場合、記入必須

資金管理団体の指定の期間	
令和〇〇年〇月〇日	から
令和〇〇年〇月〇日	まで

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第1号
<input checked="" type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第2号
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第3号
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体
<input type="checkbox"/>	公職の種類
<input type="checkbox"/>	公職の候補者氏名

該当する区分を全てチェック(12月31日現在)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和〇〇年〇月〇日	から
令和〇〇年〇月〇日	まで

(その2)

この表は必ずつけること

収 支 の 状 況

(本年の収入額)②は、下記「2 収入項目別金額の内訳」の合計金額「(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)」とすること。

前年の報告書の「翌年への繰越額」と一致すること。

1. 収支の総括表

(1) 収入総額 (①+②)	40,253,400	①+②…A
① (前年からの繰越額)	381,400	① ←
② (本年の収入額)	39,872,000	②
(2) 支出総額	25,210,900B←
(3) 翌年への繰越額 ((1)-(2))	15,042,500A-B

全団体必ず記入すること。

2. 収入項目別金額の内訳 (法人・その他の団体が負担する党費又は会費は「寄附」の欄に記入すること。)

(1) 個人の負担する党費又は会費	金額	員数
	円	人
	2,000,000	2,000

「個人からの寄附」の内書きで、様式(その7)寄附の内訳「個人」のうち「特…」の計と一致すること。

延人数ではなく実人数

(2) 寄附

ア 寄附の区分 (イを除く)	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	9,450,000	★1(その7)
(うち特定寄附)	> 2,400,000	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	★2(その7)
(ウ) 政治団体からの寄附	3,800,000	★3(その7)
小計 ((ア)+(イ)+(ウ))	13,250,000	①
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	1,230,000	
イ 政党匿名寄附	0	②
合計 (小計+イ)	13,250,000	①+②

上記の小計額のうち「あっせんに係る寄附」の金額を内書きすること。

内訳を様式(その7)から(その9)までに記入すること。

(その3) この欄には記入しないこと。

※政治資金パーティー開催事業は次のページ(政治資金パーティー用)へ別葉にして記載すること。

(3) 機関誌の発行その他の事業による収入

政治資金パーティー以外

事業の種類	金額	備考
甲機関誌	1,200,000 円	
その他の催物事業	250,000	個々の収入年月日などの内訳を記載する必要はない。
事業の種類ごとに記載すること。		
なるべく細分化し、「その他の催物事業」が他に比べてあまり大きな金額にならないようにすること。		
この頁の小計	1,450,000	
合計	1,450,000	

(その3) この欄には記入しないこと。

(3) 機関誌の発行その他の事業による収入

政治資金パーティー

政治資金パーティーの名称	金額	備考
甲田太郎を励ます会	11,200,000 円	RO.7.31 広島市中区〇〇町〇番〇号 ☆☆ホテルの間
乙政治資金パーティー	1,200,000	RO.〇〇.〇〇 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇 ロロホテルの間
		開催年月日及び開催場所(会場の所在地及び名称)を記載すること。
※ 純益ではなくパーティー券の売上等の総収入を記載すること。		
なお、それに要した経費は政治資金パーティー開催事業費としてパーティーごとに別葉にして、様式(その15)に計上すること。		
また、特定パーティー(対価に係る収入の金額が1千万円以上のもの)にあってはパーティー券の対価に係る収入について様式(その10)へ、大口購入者(20万円超)がある場合は様式(その11)へパーティーごとに別葉に計上すること。		
政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体の名称を備考欄に記載すること。		
この頁の小計	12,400,000	
合計	12,400,000	※ 備考欄には、開催年月日及び開催場所(会場の所在地及び名称)を記載すること。

(その4)

この欄には記入しないこと。

(その5)

この欄には記入しないこと。

(1)～(5)以外の収入については、この様式に記載すること。

(その6) ノこの欄には記入しないこと。

(6) その他の収入 ←

摘要	金額	備考
甲銀行○○支店定期預金利子	57,000 円	
"	57,000	
乙銀行△△支店定期預金利子	104,000	
家賃収入	600,000	
"	320,000	
金銭以外のものによる寄附相当分	400,000	○. 9. 16 C 島三郎に選挙事務所を提供
同一銀行の同一種類(定期・普通等)の預金であれば、証書番号が異なっても1件とし、その合計が10万円以上であれば内訳を記載すること。		
本部又は支部からの交付金は、この様式ではなく、様式(その5)に記載すること。		
この 頁 の 小 計	1,538,000	…A
1 件 10 万円未満のもの	54,000	…B ← 1件10万円未満のものについては、その合計額を一括して記載すること。
合 計	1,592,000	…A+B

同一銀行の同一種類(定期・普通等)の預金であれば、証書番号が異なっても1件とし、その合計が10万円以上であれば内訳を記載すること。

本部又は支部からの交付金は、この様式ではなく、様式(その5)に記載すること。

1,538,000 ⋯ A

1件10万円未満のものについては、その合計額を一括して記載すること。

遺贈によってする寄附については、備考欄に「遺贈」と記載すること。

(7) 寄附の内訳

寄附者の氏名		金額	年月日	住所	職業	備考
特	甲田 太郎	→ 2,400,000	RO. 5.11	広島市南区 ○○町一丁目○番○号	会社役員	
	甲田 太郎	→ 1,800,000	RO. 6.17	" "	"	
	乙野 一郎	→ 1,300,000	RO. 10.30	○○郡○○町 大字△△100番地	農業	↓ 遺贈
	丙野 太郎	→ 800,000	RO. 12.10	東京都千代田区 □□町1-1-1	会社役員	
	丁野 三郎	200,000	RO. 1.1	広島市西区 ○○町一丁目○番○号	会社役員	事務所の無償提供

36

「個人」、「法人・その他の団体」、「政治団体」ごとに、それぞれ様式が異なるため注意すること。

(その7)

・この欄には記入しないこと。

「個人」、「法人・その他の団体」、「政治団体」ごとに、それぞれ様式が異なるため注意すること。

(その7)

・この欄には記入しないこと。

(その8)

この欄には記入しないこと。

(その9)

この欄には記入しないこと。

(その 10) / この欄には記入しないこと。

政治資金パーティーごとに別葉とすること。

(その 1 1) この欄には記入しないこと。

(その 1 1) / この欄には記入しないこと。

- ※ 1つの政治資金パーティーで、同一の者からの対価の支払いが20万円を超えるものについてのみ個別に記載すること。
- ※ 前年支払分がある場合は、併せて備考欄へ記載すること。

※ 前年支払分がある場合は、併せて備考欄へ記載すること。

(その 1 1) 二の欄には記入しないヒ

- ※ 1つの政治資金パーティーで、同一の者からの対価の支払いが20万円を超えるものについてのみ個別に記載すること。
- ※ 前年支払分がある場合は、併せて備考欄へ記載すること

※ 前年支払分がある場合は、併せて備考欄へ記載すること。

政治資金パーティーごとに別葉とすること。

(その 1 2) ここの欄には記入しないこと。

(その13)

記載漏れに注意すること。

3. 支出項目別金額の内訳

項目	金額	備考
1 経常経費		
(1) 人件費	4,680,000 円	
(2) 光熱水費	432,900	
(3) 備品・消耗品費	650,000	
(4) 事務所費	3,814,000	
小計 ((1)~(4))	9,576,900	←上記(1)+(2)+(3)+(4) … C
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	4,120,000	(100,000円) <
(2) 選挙関係費	2,000,000	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	7,095,000	一下記ア+イ+ウ+エ
ア 機関紙誌の発行事業費	910,000	
イ 宣伝事業費	2,650,000	
ウ 政治資金パーティ一開催事業費	2,925,000	
エ その他の事業費	610,000	
(4) 調査研究費	253,000	
(5) 寄附・交付金	1,400,000	(800,000円) <
(6) その他の経費	766,000	
小計 ((1)~(6))	15,634,000	←上記(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6) … D
合計	25,210,900	←C+D+…この額を様式(その2)の収支総括表の「支出総額(口頭)」に記入すること。

(その14)

様式その13の経常経費の項目(光熱水費、備品・消耗品費、事務所費)ごとに別葉とすること。

(その14)

様式その13の経常経費の項目(光熱水費、備品・消耗品費、事務所費)ごとに別葉とすること。

(その14)

様式その13の経常経費の項目(光熱水費、備品・消耗品費、事務所費)ごとに別葉とすること。

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳		項目別区分	事務所費()		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
家賃	400,000円	RO. 2.20	××不動産	○○市△△町×—×	
"	400,000	RO. 4.20	"	"	
"	400,000	RO. 6.20	"	"	
"	400,000	RO. 8.20	"	"	
"	400,000	RO. 10.20	"	"	
"	400,000	RO. 12.20	"	"	
この頁の小計	2,400,000		※ 5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「他の支出」欄に一括して記載すること。 ※ 「他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。		
その他の支出	1,414,000				
合計	3,814,000				

(その15)

パーティーごとに別葉とすること。
(この様式は政治資金パーティー開催事業費専用)

様式(その3)に記載された名称と一致すること。

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	政治資金パーティー開催事業費() 甲田太郎を励ます会()		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
案内状印刷費	300,000円	RO. 6.24	○○印刷(有)	○○市○○町○番△号	
" 発送費	75,000	RO. 6.25	△△郵便局	○○市△△町□番○号	
会場使用料	250,000	RO. 7.31	○△ホテル(株)	広島市中区○○町○番○号	
食事代	1,500,000	RO. 7.31	"	"	
【国会議員関係政治団体以外の政治団体の場合】					
・1件5万円以上の支出についてのみ内訳を記載し、領収書の原本の写しを添付すること。					
・1件5万円未満の支出は一括してその合計額を「他の支出」欄に記載すること。					
【国会議員関係政治団体の場合】					
・1件1万円を超える支出について内訳を記載し、領収書の原本の写しを添付すること。					
この頁の小計	2,125,000		※ 5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「他の支出」欄に一括して記載すること。 ※ 「他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。		
その他の支出	96,000				
合計	2,221,000				

(その15)

パーティーごとに別葉とすること。
(この様式は政治資金パーティー開催事業費専用)

様式(その3)に記載された名称と一致すること。



(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	政治資金パーティー開催事業費 (乙政治資金パーティー)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
案内状印刷費	150,000 円	RO. 9.28	○○印刷 (有)	○○市○○町○番△号	
〃 発送費	50,000	RO. 9.10	△△郵便局	○○市△△町口番○号	
会場使用料	100,000	RO. 10. 7	ホテル×× (株)	××市△町○番△号	
食事代	350,000	RO. 10. 7	〃	〃	
この頁の小計	650,000		※ 5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。		
その他の支出	54,000		※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。		
合 計	704,000				

(その15)

様式(その13)の組織活動費の項目を大分類とし、それを組織対策費、大会費等に適宜小分類して、それぞれ別葉とすること(用紙が不足する場合は、適宜様式をコピーするなどして使用すること。)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費←	(行事費)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
会場借上費	130,000 円	RO. 5.10	(株) ○○ホテル	○○市○○町△番△号	
宿泊料	61,000	〃	〃	〃	
【国会議員関係政治団体以外の政治団体の場合】					
・1件5万円以上の支出についてのみ内訳を記載し、領収書の原本の写しを添付すること。					
・1件5万円未満の支出は一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること。					
【国会議員関係政治団体の場合】					
・1件1万円を超える支出について内訳を記載し、領収書の原本の写しを添付すること。					
・1件1万円以下の支出は一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること。					
この頁の小計	191,000		※ 5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。		
その他の支出	647,000		※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。		
合 計	838,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費	(組織対策費)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
パンフレット印刷費	440,000	RO. 2.10	○○印刷(株)	○○市○○町△番×号	
〃 発送費	55,000	RO. 2.16	△△郵便局	○○郡○○町×番△号	
電話料金	50,000	RO. 3.31	NTT○○支店	○○市○○町○番○号	
出張旅費	68,000	RO. 2.27	乙山 次郎	○○市△△町○-○-○	
〃	54,000	RO. 3.24	丙口 五郎	△△郡○○町○番△号	
〃	54,000	RO. 4.16	乙山 次郎	前掲	
〃	68,000	RO. 6.26	〃	〃	
〃	68,000	RO. 11.16	丙口 五郎	〃	
〃	54,000	RO. 12. 7	〃	〃	
支部活動旅費	100,000	RO. 10.16	甲田太郎後援会××支部	○○市○○町△-×	
この頁の小計	1,011,000				
その他の支出	7,000				
合 計	1,018,000				

※ 5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。

※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費	(大会費)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
会場借上料	150,000	RO. 3.22	(株)○○会館	○○市△△町○番○号	
案内状印刷費	250,000	RO. 2.16	○×印刷(株)	△△郡○○町○番△号	
大会資料印刷費	230,000	RO. 2.16	〃	〃	
案内状大会資料発送費	55,000	RO. 3.22	△△郵便局	○○市○町○番△号	
弁当代	50,000	RO. 3.22	(株)△×弁当	○○市××町×番△号	
切符代	50,500	RO. 3.22	(株)○○交通	○○市△△町×番△号	
この頁の小計	785,500				
その他の支出	773,500				
合 計	1,559,000				

※ 5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。

※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費 (交際費)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)
○○祝賀パーティー会費	200,000 円	RO. 5. 18	○○党広島県支部	○○市○○町△番○号
会合費	50,000	RO. 6. 19	△△ホテル (株)	△市○○町○番○号
"	60,000	RO. 7. 21	"	"
"	100,000	RO. 8. 24	(株) ○○ホテル	○○郡○○町△番×号
"	70,000	RO. 11. 20	"	"
"	120,000	RO. 12. 4	"	"
この頁の小計	600,000		※ 5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し、5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「他の支出」欄に一括して記載すること。	
その他の支出	105,000		※ 「他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。	
合 計	705,000			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	選挙関係費 ()	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)
推薦料	400,000 円	RO. 9. 16	A 山 一郎	○○市 × △町 × 番△号
"	400,000	RO. 9. 16	B 上 二郎	× × 郡○○町○番△号
選挙事務所の提供	400,000	RO. 9. 16	C 島 三郎	○○市△△町 × 番○号
				無償提供
この頁の小計	1,200,000		※ 5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し、5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「他の支出」欄に一括して記載すること。	
その他の支出	800,000		※ 「他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。	
合 計	2,000,000			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	機関紙誌の発行事業費 (甲機関誌発行費)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)
原稿料	40,000 円	RO. 4. 1	A 口 一郎	○○市○×町△番△号
"	40,000	RO. 8. 1	B 谷 二郎	○○市○町○番地の△
"	40,000	RO. 12. 1	A 口 一郎	前掲
印刷費	160,000	RO. 4. 10	○×印刷 (株)	△郡○×町○ー×
"	160,000	RO. 8. 10	"	"
"	160,000	RO. 12. 10	"	"
発送費	90,000	RO. 4. 15	△△郵便局	○○市○○町○番○号
"	90,000	RO. 8. 15	"	"
"	100,000	RO. 12. 15	"	"
この頁の小計	880,000		※ 5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し、5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「他の支出」欄に一括して記載すること。	
その他の支出	30,000		※ 「他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。	
合計	910,000			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	宣伝事業費 (広告料・パンフレット印刷費)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)
新聞広告料	50,000 円	RO. 3. 20	(株) ××新聞○○支社	○○市○○町△番△号
立看板作成費	60,000	"	○×看板店	○○市××町△番○号
ポスター印刷費	300,000	RO. 5. 15	○×印刷 (株)	△△郡○×町○ー×
パンフレット印刷費	550,000	RO. 6. 24	"	"
" 発送費	60,000	RO. 7. 3	△△郵便局	○○市○○町○番○号
この頁の小計	1,020,000		※ 5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し、5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「他の支出」欄に一括して記載すること。	
その他の支出	155,000		※ 「他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。	
合計	1,175,000			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	宣伝事業費 (自動車購入・維持費)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)
宣伝用自動車購入費	1,200,000円	RO. 4. 6	○○×自動車販売(株)	○○市○○町×-×
ガソリン代	160,000	RO. 10. 27	××石油(株)	○×市△×町○番○号
この頁の小計	1,360,000		※ 5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。	
その他の支出	115,000		※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。	
合計	1,475,000			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	その他の事業費 (講演会開催費)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)
案内状印刷費	100,000円	RO. 11. 2	○×印刷(株)	△△郡○×町○-×
〃 発送費	60,000	RO. 11. 4	△△郵便局	○○市○○町○番○号
講演会会場借上料	100,000	RO. 11. 30	(株) ○○会館	○○市○○町△番△号
弁当代	50,000	RO. 11. 30	〃	〃
講師謝礼	100,000	RO. 11. 30	N村 八郎	東京都△△区○○町×-×
この頁の小計	410,000		※ 5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。	
その他の支出	200,000		※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。	
合計	610,000			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	調査研究費 ()		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
研修会参加費	60,000 円	RO. 8.10	(一財) ○○教育センター	○○県○○市○○町△ー△	
旅費	62,000	RO. 8.11	乙山 次郎	○○市△△町○ー○ー○	
講座「政治」購入費	80,000	RO. 8.21	○○出版	○○県○○市××町△ー○	
この頁の小計	202,000				
その他の支出	51,000				
合 計	253,000				

※ 5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。

※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	寄附・交付金 ()		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
交付金	500,000 円	RO. 6.30	甲田太郎後援会××支部	○○市○○町△ー×	
〃	300,000	RO. 8.14	〃	〃	
寄附	300,000	RO. 4.30	乙田二平後援会	○○市△△町×ー×	
〃	300,000	RO. 10.30	丙田三平後援会	○×市○○町△番○号	
この頁の小計	1,400,000				
その他の支出	0				
合 計	1,400,000				

※ 5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。

※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

(その 1 5)

(その15)

(その15)

(その16)

(3) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳					
支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部 又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
組織活動費	100,000 円	RO. 10. 16	甲田太郎後援会 × × 支部	○○市○○町△—×	
寄附・交付金	500,000	RO. 6. 30	"	"	
"	300,000	RO. 8. 14	"	"	
↑ 様式(その13)の支出の項目を記載すること。			↑ 名称は省略等せず正確に記載すること。		
↑ 様式(その13)の備考欄に、支出項目別の合計額を カッコ書きで記載すること。					
この頁の小計	900,000		※ 「支出項目」欄は、(その13)の支出の項目を記載すること。		
合 計	900,000				

この表は必ずつけること。

(その17)

基準日(当該年の12月31日。解散の場合は、解散日。)現在における当該政治団体の資産の有無について「レ」点を付すこと。

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無

「有」に「レ」点を付した場合は、
様式(その18)にも記載すること。

様式(その18)にも記載すること。

資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
イ 建物	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価格が100万円を超える動産	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金及び通常貯金を除く。)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残額が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

(その18)

この欄には記入しないこと。

2 資産等の項目別内訳

(その 18) / この欄には記入しないこと。

2 資産等の項目別内訳

(その18) / この欄には記入しないこと。

2 資産等の項目別内訳

取得金額が100万円を超えるものについて記載すること。

(その 18) / この欄には記入しないこと。

2 資産等の項目別内訳

この欄には記入しないこと。

(その18)

定期性のものに限る。

この欄には記入しないこと。

2 資産等の内訳

2 資産等の内訳

(その18)

この欄には記入しないこと。

2 資産等の内訳

この欄には記入しないこと。

(その 1 8)

2 資産等の項目別内訳

(その 18) この欄には記入しないこと。

この欄には記入しないこと。

2 資産等の項目別内訳

借入先ごとの残高が100万円を超えるものについて、借入先を記載すること。

(その18) この欄には記入しないこと。

2 資産等の項目別内訳

(その18)

この欄には記入しないこと。

2 資産等の項目別内訳

(その18) この欄には記入しないこと。

2 資産等の項目別内訳

この欄には記入しないこと。

(その19)

3 不動産の利用の現況

(備考)

- 1 12月31日現在、資金管理団体として指定されている団体が対象。
 - 2 収支報告書様式（その17）の項目別区分ごとに別葉とすること。

(その19)

3 不動産の利用の現況

(備考)

- 1 12月31日現在、資金管理団体として指定されている団体が対象。
2 収支報告書様式（その17）項目別区分ごとに別葉とすること。

この表は必ずつけること。

(その20)

宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
 - 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
 - 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）
 - 4 施設圖（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであつて、直害に相違ありません。

年の誤りが多いので注意すること。

令和〇年2月26日

甲田太郎後援会
丙野 三郎
(甲田 太郎)

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。
 - 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記入してください。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。

領収書等を徵し難かった支出の明細書

政治団体の名称

甲田太郎後援会

会計責任者の氏名

丙野 三郎

代表者の氏名
(解散時のみ)

甲田 太郎

(備考)

- 1 「支出の目的」の「項目」欄には、収支報告書様式（その13）支出の項目により分類して記載する。
2 「摘要」欄には、例えば、「電話料金」というように具体的に記載すること。
3 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。

4 解説時の場合には「代表者の氏名」欄に記名押印又は署名を。政治団体解散時と併せて提出すること。

第16号様式(第9条関係)

振込明細書に係る支出目的書

この欄に振込明細書を添付すること。

備三

- 1 「×山の日」の「現日」欄には、収入報口書記入にての「×山の現日により方願して記載する。

2 「摘要」欄には、例えば、「会場借上費」というように具体的に記載すること。

3 支出の目的ごとに別葉とすること。

4 支出の目的に対応する振込明細書の写し（当該振込明細書を複写機により複写したものに限る）を以下に貼り付けて提出すること。

政治団体の名称
甲田天郎後援会

項 目	支 出 的 目 的
組織活動費	交際費 摘要要

※国會議員関係政治団体に係る令和8年分収支報告書(解散分を除く)から適用

確認書

私は、会計責任者である **丙野 三郎** から、令和〇年〇月〇日に、収支報告書及びこれに併せて提出すべき書面を示され、収支報告書が政治資金規正法の規定に従つて作成されていることについて説明を受けました。

私は、私が政治資金規正法第19条の12の3の規定に基づき臨時又は定期に行つた会計帳簿等の保存、会計帳簿への記載及び会計責任者が当該会計帳簿を備えていることに関する確認の結果、同法第19条の14の2第1項の規定による会計責任者からの説明の内容並びに登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書に基づき、会計責任者が、収支報告書に記載すべき事項を記載しており不記載や虚偽の記入がなく、収支報告書を政治資金規正法の規定に従つて作成していることを確認しました。

令和〇年 2 月 26 日

政治団体の名称 **甲田太郎後援会**

代表者の名称

甲田 太郎

必ず本人が署名すること。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4判とする。
- 2 署名は必ず代表者本人が自署すること。ただし、心身の故障その他の事由により署名することができないときは、記名押印をもつて自署に代えることができる。
- 3 会計責任者から説明を受けた日が複数ある場合には、当該日付を全て記入すること。
- 4 上記のほか、特記すべき事項がある場合には記載すること。